

東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子案）

- ・ 東日本大震災復興基本法に基づき、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するもの。今回は、平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月を中心に取りまとめた。
- ・ 本報告は、平成 28 年 3 月に閣議決定された、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」のフォローアップを兼ねる。

I 復興の現状

- これまでの取組の結果、地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はほぼ終了し、産業・生業の再生も着実に進展しており、復興は新たなステージを迎えつつある。
- また、福島原子力災害被災地域においては、平成 29 年 4 月時点で、双葉町・大熊町を除いた計 9 市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示が解除され、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。
- 一方で、復興の進展に伴い、地域・個人のニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援に取り組んでいる。

1 避難者の状況

- 全国で約 47 万人に上った避難者は、平成 29 年 9 月 14 日時点で、約 8 万人。仮設住宅等への入居者数は減少しており、恒久住宅への移転が進んでいる。

2 地域づくり

- 公共インフラは、本格的な復旧・復興の段階へ移行している。高台移転や災害公営住宅についても、平成 29 年 6 月末時点で 8 割が完成する等、着実に進展している。

3 産業・雇用

- 大きな被害を受けた 3 県の企業活動は、おおむね震災前の水準程度に回復してきている。
- グループ補助金交付先企業の 4 割以上が、震災前の売上水準以上に回復。業種別では、最も高い建設業では約 8 割が回復している一方、最も低い水産・食品加工業では約 3 割にとどまっている。
- 被災 3 県の有効求人倍率は 1 倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もある。

4 原子力災害からの復興

- これまでに田村市、楡葉町、葛尾村、川内村、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、富岡町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示が解除された。避難指示区域からの避難対象者数は、平成 29 年 4 月時点で約 2.4 万人である。
- 国が直接除染を行う除染特別地域については、11 市町村全てについて帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。

II 復興の取組

- 政府は、平成 28 年度から平成 32 年度を「復興・創生期間」と位置付け、平成 28 年 3 月に閣議決定した「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」にのっとり取組を進めている。原子力災害の被災地域については、本年 5 月に改正した福島復興再生特別措置法に基づき、全力で取り組んでいく。

1 被災地共通の主要課題への対応

○被災者支援

避難生活が長期化する中、被災者の方々の心の健康への影響や、コミュニティの形成等、復興の進展に伴う様々な課題に対応するため、被災者の心身のケア、被災者の移転に伴うコミュニティ形成の支援、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援、県外避難者への支援等に取り組んでいる。

○住まいとまちの復興

新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の確保、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

○産業・生業の再生

仮設店舗から本設店舗への移行、商店街の再建への支援等を通じたまちなぎわいの再生や、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた取組等を支援している。

○観光の振興

観光については、インバウンドを呼び込む地域の取組の支援や地域の魅力の情報発信、官民の連携した取組等を通じて、交流人口の拡大に向けた取組を進めている。

○「新しい東北」の創造に向けて

先進的な取組の加速化、「新しい東北」の創造に向けた取組を実施する被災地の自治体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開、情報発信の強化等の取組を進めている。

2 原子力災害からの復興・再生

- 事故収束（廃炉・汚染水対策）について、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。
- 放射性物質の除去等について、本年 3 月までに、帰還困難区域を除き、除染実施計画に基づく面的除染がおおむね完了した。中間貯蔵施設については、用地取得、施設整備、除去土壌等の輸送を進めている。
- 平成 29 年 4 月時点で、双葉町・大熊町を除いた計 9 市町村において、全ての避難指示解除準備区域、居住制限区域の避難指示の解除が実現した。住民の帰還実現に向け、生活環境の整備や産業・生業の再生に取り組む。
- 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、5 年を目途に、避難指示の解除により住民の居住を可能とすることを目指す「特定復興再生拠点区域」の整備を進めることとしている。
- 改正福島特措法に基づく特定復興再生拠点区域復興再生計画が双葉町より認定申請され、本年 9 月 15 日に内閣総理大臣の認定を行った。

- 本年7月に開催した第1回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議において、「福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性」を決定するなど、同構想の推進に取り組んでいる。
- 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組について、「福島相双復興官民合同チーム」による個別訪問等を踏まえ、事業や生業の再建、営農再開、帰還後の生活の再構築に向けた支援策を充実させる。
- また、幅広い産業分野で風評被害が続いているため、風評払拭のためのリスクコミュニケーション等の戦略を策定するなど、風評対策を強力に推進する。
- 被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に係る取組を実施した。
- 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保の取組の支援を行っている。

3 復興の姿と震災の記憶・教訓

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が「復興五輪」として復興の後押しとなるよう、聖火リレーの実施等に向けて被災地と連携した取組を進めるとともに、同大会やラグビーWC2019を通じて復興の姿を世界へ発信する。
- また、復興の進捗状況及び放射線に関する理解の促進についての情報発信や、国営追悼・祈念施設の整備、復興全般にわたる取組の集約・総括、防災教育の更なる充実に向けた取組、国際会議の場での教訓・知見の共有を進めていく。